

関係各位

毒物及び劇物指定令の一部改正について

今般、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和6年政令第196号）が公布され、新たに1物質が劇物に指定され、2物質が劇物から除外されましたのでお知らせします。（公布日：令和6年5月29日）

<改正概要>

1 次に掲げるものを新たに「劇物」に指定

- ・ 4-クロロ-2-フルオロ-5-[(RS)-(2・2・2-トリフルオロエチル)スルフィニル]フェニル=5-[(トリフルオロメチル)チオ]ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノックス）及びこれを含有する製剤

2 次に掲げるものを「劇物」から除外

- ・ 1-(3-クロロ-4・5・6・7-テトラヒドロピラゾロ[1・5-a]ピリジン-2-イル)-5-[(シクロプロピルメチル)アミノ]-1H-ピラゾール-4-カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤
- ・ 2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を、マイクロカプセル製剤として30%以下含有する製剤（※本改正により、劇物から除外されるマイクロカプセル製剤としての含有割合が、「25%以下」から「30%以下」となります。）

<施行日>

令和6年6月1日

ただし、前記2については、令和6年5月29日

<経過措置>

本改正の施行日において、新たに劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を現に営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和6年8月31日までの間、毒物及び劇物取締法第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しないこととなります。

【お問合せ】

東京税関業務部通関総括第2部門（電話：03-3599-6338）

※ 指定令改正に関する問い合わせは、
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課へお願いします。